

熊本市下水道管路施設（中央区・東区）における包括的管理業務委託（第26－901号）（水の官民連携レベル3.5）実施方針（案）に関する質問への回答

No.	項	項目	質問内容	回答内容	回答日
1	実施方針（案）P1 「4 本委託の目的」	予防保全型の改築更新に係る維持管理について	委託範囲は、中央区・東区・西区の合流式下水道管路と広範囲であり、リスク評価等にもとづいて効果的に点検・調査を実施し予防保全型の改築更新を実施する必要があるかと思えます。 したがって、計画的調査設計業務には、ストックマネジメント実施方針が含まれていると考えて宜しいでしょうか。	本委託業務は、現行のストックマネジメント計画の中間見直し及び次期ストックマネジメント計画に資する概ね10年程度の計画策定業務を含む想定をしております。	7月8日
2	実施方針（案）P1 「2 対象施設」	雨水の対象管路について	当該委託の雨水対象管路は、市の下水道台帳システムで管理されている雨水管のみが対象でしょうか。 また、雨水管について、下水道管理者と他管理者（道路管理者等）間で、明確な管理区分が設定されてますでしょうか。	本委託業務は、雨水管を対象としておらず、合流管、汚水管が対象となります。 （※管きょ全体を包含した記載だったため、管きょの項目のカッコ書き内に雨水の表記が残っていましたが、雨水管は対象としておりません。）	7月8日
3	実施方針（案）P2 「5 基本方針」	各種情報の共有と管理・活用について （統括的管理業務のデータ更新）	各種情報の共有は、維持管理システムが必須となるかともあります。共有とは、「市と事業者の共有」、または「事業者内の共有」のどちらの意味でしょうか。 市と事業者の共有であれば、既存維持管理システムを貸与させて頂けるのでしょうか。また、契約期間10年の間に維持管理システム変更がある場合は、蓄積データ移行は業務範囲外と考えて宜しいでしょうか。 事業者内の共有であれば、任意の維持管路システムを事業者で任意で導入し、費用が当該委託に計上されるのでしょうか。	各種情報の共有は、事業者内の共有を指します。 事業者内の共有について、各種情報の集約や共有におけるシステムの導入及び使用等は事業者の任意となります。 また、市と事業者の共有については、本市が導入しているGISによる下水道台帳に反映できるよう、本市の指定するデータ形式（Shapefile形式）によりデータベース化し、適切に蓄積・管理・提供していただくことを想定しております。 上記に関する費用は、主に統括的管理業務や計画的調査設計業務の中で計上する想定をしております。 なお、契約期間10年間の間に本市のGISによる下水道台帳に変更があった場合、変更適用時点までに提供いただいた蓄積データの移行は業務範囲外となりますが、変更適用時点以降は新たな下水道台帳に反映できる形式でのデータ提供を求めることを想定しております。	7月8日